

第4回新発田市入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	平成18年6月13日（火） 新発田市役所3階会議室		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長あいさつ ・議事 <ul style="list-style-type: none"> (1) 抽出工事等の審議について (2) 第5回委員会開催に伴う抽出委員の指定について (3) その他 <ul style="list-style-type: none"> 平成18年度入札制度の変更点について 		
委 員 (委員数3名) (出席数3名)	委員長	柳 則行 (弁護士)	(出席)
	委員	鳴海 惇 (税理士)	(出席)
	委員	山田 耕太 (大学教授)	(出席)
	委員	岡村 愛子 (公募委員)	(出席)
	委員	畠山 幹夫 (公募委員)	(出席)
審議対象期間	平成18年1月1日 ～ 平成18年4月30日		
抽出案件	10件 (対象工事総件数94件)		
制限付 一般競争入札	2件	<ul style="list-style-type: none"> ・下補償第1号 公共下水道汚水枝線(2110他1)管渠工事 ・駅補第6号 新発田駅西口駅前広場造成工事 	
公募型 指名競争入札	3件	<ul style="list-style-type: none"> ・受託第34号 加治川有機資源センター脱臭棟増強建築工事 ・特豊補第1号 豊浦処理区(温泉27他)マンホール防食工事 ・舗新第13号 落堀川左岸線舗装工事 	
通常 指名競争入札	3件	<ul style="list-style-type: none"> ・下豊補償第1号 豊浦北部第4処理区(228他1)管渠工事 ・特加補第8号 公共下水道マンホールポンプ(1603-1)設置工事 ・道新第59号 奥山中の橋線改良工事 	

	随意契約	2件	<ul style="list-style-type: none"> ・水維第3号 中田川水害防止対策工事 ・都観受第2号 カリオンパーク遊具新設工事
委員からの意見・質問、それに対する回答		別紙のとおり	
委員会による意見の具申内容		特になし	

意見・質問	回答
<p>1 議事</p> <p>(1) 抽出工事の審議について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約を除いて全体的に前回より落札率が下がっているようだが、どのように考えているか。 ・一般競争入札で落札候補者の施工能力判定者となる検査担当の人員と処理件数はどれくらいか。 ・検査担当の人員は足りているか。 ・全体的に予定価格が設計額より低いのが、同額とならないのか。また、予定価格は誰が決めるのか。 ・少しでも低い価格であればよいということか。 	<p>(抽出工事の概要について説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札制度改革の結果として、年々効果が出ているものの1つと考えている。 ・平成18年4月1日から、検査制度を充実し工事の品質の向上を図るため工事検査室を設置した。現在3人体制であり、処理件数は17年度実績で約390件である。 ・通年で見るとなんとか足りているが、年度末等の工事の集中する時期については、検査体制を更に検討する必要があると考えている。 ・予定価格は、当市の財務規則で設定するよう定められており、設計額と同額ということもありえるが、設計額を基に過去の実績や市場価格を勘案して設定している。また、予定価格は市の専決規程により、金額によってそれぞれの執行権限により決めている。 ・できるだけ低い価格で競争してもらいたいということもあるが、あまりにも安ければよいかというと、工事が適正に施工されるかという問題もある。そのため低入札価格調査制度を設けている。

意見・質問	回答
<p>・(駅補第6号に対して) 参加資格要件にあるJRの(特)土木有資格者とは何か。</p> <p>・(舗新第13号に対して) かなり落札率が低いが、この落札業者は新発田市発注の工事で受注した経験はあるのか。</p> <p>・入札価格の上限と下限が一定の割合の中に納まった場合に入札を無効とする等のシステムをとっている自治体はないか。</p> <p>・指名通知から入札までの期間に差があるのはなぜか。</p> <p>・予定価格を事前公表する基準はあるのか。</p> <p>・(水維第3号に対して) このような特殊なもので市役所内に専門的知識を持たない場合は、専門業者に参考の見積をとっているのか。</p>	<p>・JRの工事についてJRで独自に与えている資格であり、当該工事がJR関連工事であるため、JRとの協議によりその有資格者を設置しなさいとの要望があったものである。</p> <p>・以前より受注した実績がある。</p> <p>・そのようなシステムをとっているところはないと思われる。ただし、内訳書等を見ておかしいと思ったら契約を延期して調査しているところはある。</p> <p>・建設業法で、見積りに必要な期間を設けるよう定められており、その期間は金額に応じて決められている。</p> <p>・新発田市建設工事の予定価格等事前公表に関する要綱に定められており、1千万円以上の工事について事前公表している。なお、入札制度改革により、平成18年度から130万円以上の工事に範囲を拡大している。</p> <p>・このようなシステムを開発しているのは1者であり特許を有している。そのため事前に参考の見積りをもって新発田市の状況にあうように積算している。</p>

意見・質問	回答
<p>(2) 次回委員会開催に伴う抽出委員の指定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回の事案抽出を岡村委員に委任。 <p>(3) その他 平成18年度入札制度の改正点について</p>	<p>(平成18年度入札制度の改正点について説明)</p>
<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回委員会は10月頃に開催予定 	